

### 議第32号

呉市下蒲刈介護福祉センター条例及び呉市高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

呉市下蒲刈介護福祉センター条例及び呉市高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市下蒲刈介護福祉センター条例及び呉市高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例

(呉市下蒲刈介護福祉センター条例の一部改正)

第1条 呉市下蒲刈介護福祉センター条例(平成16年呉市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項を次のように改める。

2 指定管理者は、センターにおいて、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

(1) 法第8条第2項に規定する訪問介護、法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業その他の居宅介護等事業

(2) 法第8条第7項に規定する通所介護、法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業その他のデイサービス事業

第12条第2項中「第53条第2項第1号」を「第115条の45の3第2項」に改める。

(呉市高齢者生活福祉センター条例の一部改正)

第2条 呉市高齢者生活福祉センター条例(平成17年呉市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条の3第2項第1号中「及び法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に係る事業」を「、法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業」に、「ホームヘルプサービス事業」を「居宅介護等事業」に改め、同項第2号中「及び法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に係る事業」を「、法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業」に改め、同項第3号中「事業」の次に「並びに法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業」を加える。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成29年3月31日において地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「整備法」という。)附則第11条に規定する厚生労働省令で定める者(以下「厚生労働省令で定める者」という。)に該当する者に係る第1条の規定による改正後の呉市下蒲刈介護福祉センター条例の適用については、整備法附則第11条に規定する厚生労働省令で定める日までの間は、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第2項第1号	第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に係る事業
第6条第2項第2号	第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第5条の規定による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に係る事業
第12条第2項	第115条の45の3第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準	第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準

3 平成29年3月31日において厚生労働省令で定める者に該当する者に係る第2条の規定による改正後の呉市高齢者生活福祉センター条例の適用については、整備法附則第11条に規定する厚生労働省令で定める日までの間は、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2条の3第2項第1号	第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に係る事業
第2条の3第2項第2号	第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第5条の規定による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に係る事業

(提案理由)

介護保険法第115条の4第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴い、所要の規定の整備を行うため、この条例案を提出する。